

【研究ノート】

ハンセン病をめぐる史料の見落としと目配り

―国立療養所大島青松園をフィールドとした史料論にむけて―

阿部 安成

はじめに

わたしたちが生きる社会におけるハンセン病をめぐる事態は、二〇世紀末から二一世紀初頭にかけて、おおきくかわった。その変容をあらわす重大な事態が、一九九六年の「らい、予防法の廃止に関する法律」の公布と施行、そして、二〇〇一年の「ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地方裁判所判決」である。

前者については、その公布にさきだつて、参議院厚生委員会において「らい、予防法の廃止に関する法律案に対する附帯決議」（一九九六年三月二六日）がまとめられ、そこには、ハンセン病をめぐる^{はなせ}はその本性に反した予防法体制が継続され、それによって、「長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、本案の議決に際し、深く遺憾の意を表すところである」と明記された。また後者をうけて衆議院と参議院は、「ハンセン病問題に関する決議」（二〇〇一年六月七、八日）を発表し、長期にわたるハンセン病患者への「隔離政策」により、「多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明する」こと、「多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げる」こと、「患者、元患者の方々の今後の生活の安定、ならびに

これまで被った苦痛と苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう完全を期すべき」ことを、そこに明示した。⁽¹⁾適切な措置も改善もおこなわれなかった幾重もの過誤をめぐる遺憾、謝罪、哀悼の思いや考えが表明され、当事者がうけた「苦痛と苦難」の「解決を図る」との姿勢を、「全国民を代表する選挙された議員」たちがみせたのである。

ここでもういちど参議院厚生委員会の当該附帯決議をみよう。さきに引用した箇所は、そのままにある「ハンセン病は発病力が弱く、又発病しても、適切な治療により、治癒する病気となっているのにもかかわらず、「らい、予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により」との文言をうけた一文だった。ここにはハンセン病をめぐる記される言述のひとつの典型がある。それが、「にもかかわらず」や「それでも」などの接続詞をもちいて記される逆接の言述である。こうした言述では、接続詞のあとにおかれた、被害者としての「ハンセン病患者・家族の方々」をめぐる、「傷つけ」られた「尊厳」や、「与え」られた「多くの痛みと苦しみ」については熱心に記録され、くりかえしその加害性が非難されてきた。その一方で、接続詞のまえに配され、「発病力が弱く、又発病しても、適切な治療により、治癒する病気となっている」と説かれた、「病気となっている」とはいつからそうなっていたのかは極めて不明瞭であるし、さらには、伝染病にして感染症であるという「ハンセン病」に罹った人びとがその生をどう生きたのかについては、充分に、適確に、その全体を想定したうえで記述されてきたとはいえない事態がつづいているのである。

べつにいうと、その生がどう生きられたのか、をいまい伝える手がかりが、歴史学がいうところの史料である。本稿では、わたしがこ数十

年にわたって調査と研究のフィールドとしている国立療養所大島青松園がおかれた、香川県高松市庵治町の大島に残る史料の現在を、そのひと齣をとりあげて説くこととしよう（以下、療養所名では「国立療養所」を略す）。

一

「ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地方裁判所判決」ののち、厚生労働省と日弁連法務研究財団とのあいだで、「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業実施要領」に基づき、委託事業を行う」（「契約書」二〇〇三年六月六日）ことが決められ、その要領が定める「目的」が、「ハンセン病患者に対する隔離施策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うこと」とかかげられ、これにより検証会議が設置され、その報告が、ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（日弁連法務研究財団、二〇〇五年）にまとめられた。

「二年半という短い期間であったが、国立及び私立のすべてのハンセン病療養所を訪問し実施した現地検証の成果も踏まえて、被害実態調査報告や胎児標本調査結果報告をはじめ、予防法の廃止がかくも遅れた理由など、多くの事実を明らかにすることが幸運にもできた」（はじめに）との成果をみずから讃える、日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議による報告書は、『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（二〇〇五年）八八六ページ、『ハンセン病問題に関する検

証会議最終報告書（別冊）ハンセン病問題に関する被害実態調査報告』（二〇〇五年）四二一―一八十一―一七十三―四四ページ、『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（別冊）胎児等標本調査報告』（二〇〇五年）一五―（一七）ページにのぼる膨大な紙数が費やされての上梓となった。

最終報告書本編収載の「資料二検証会議設置及び活動等関係」に「検証会議設置等関係文書」がおさめられ、さきにもた「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業調査実施要領」や、「ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱」が載り、後者では、事業遂行のためにハンセン病問題に関する検証会議を設置すると定め、「ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討課題」のひとつに「ハンセン病政策の実態に関連する寺領（資料または史料の誤りか——引用者による。以下ルビもふくめて同）の収集・データベース化」をあげていた。

この、おそらく資料または史料の収集とデータベース化は、一項目ある検討課題の最後におかれていた。末尾に添えたていどということではないだろうが、「資料一 近現代日本ハンセン病関係年表及びハンセン病文書等」の「第二国、自治体、園の所蔵資料」には、報告書三冊全体で一四〇〇ページをこえる紙幅のうち、わずか一四ページしか割りあてられず、しかも、その「四療養所の資料」はたった三ページという貧弱な報告でしかなかった。とりあげられた国立療養所は二三あるうちの七か所にすぎず、もつとも記述量が多い長島愛生園で一八行、大島青松園は三行のみでかたづけられてしまった——「入所者自治会の書庫に、一九三一（昭和^マ一）年の自治会結成以来の「日誌」が保存されている。保存状況も良好で、自治会運動^マにみならず、入所者の生活実態の変化なども知ることができる貴重な資料である」との調査結果と資料の評価が

記されている。ここにいう「日誌」は調査当時もいまま、「書庫」にはない。「日誌」は事務室のロッカーにいらんでいる。

「ハンセン病政策の実態に関連する寺領の収集」は、たとえば大島青松園では、検証会議が実施された二〇〇二年一月の二日間で終わっただろうか。このときすでに刊行されていた、『閉ざされた島の昭和史―国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（大島青松園入園者自治会（協和会）、一九八一年）や『わたしはここに生きた―大島青松園盲人会五十年史』（大島青松園盲人会、一九八四年）を手にとれば、「自治会運動にみならず、入所者の生活実態の変化なども知ることができ、貴重な資料」が、「自治会結成以来の「日誌」以外にもあると容易にわかるはずだ。ただし、大島青松園で結成された自治会の記念誌である前掲書をめぐっては、その編さんにおいて閲覧も参照もされなかったと推測される史料がある。そうした史料のいくつかを、わたしたちは二〇〇八年から目録やリプリント版などをおして公開してきた。

近現代資料刊行会から発行されたリプリント国立療養所大島青松園史料シリーズは、その一『報知大島』が二〇一二年刊、その二『藻汐草』二〇一四年刊、その三『靈交』同前、その四『青松』が二〇一九年の刊行予定である（すべて監修と解説執筆は阿部）。いずれも大島で編集発行された逐次刊行物のリプリントで、創刊年は、『報知大島』一九三二年、『藻汐草』同前、『靈交』一九一九年（ただし現存分は一九二二年以降）、『青松』一九四四年（ただしここにいう『青松』は手書き手づくりの「廻覧雑誌」で厳密にいえば刊行物ではない）。

わたしはこれらの原誌を、順に、二〇〇九年と二〇一一年、二〇〇四年、二〇〇七年、二〇〇九年に手にし、デジタルカメラで撮影していた。

わたしの最初の大島調査は、二〇〇四年三月のことだった。それから上記四誌の現物すべてを手にするまでかなりの年月を要したわけで、ただ、だからといって、二〇〇二年に二日にわたっておこなわれたとみなせる「ハンセン病政策の実態に関連する寺領の収集」において、「自治会結成以来の「日誌」を確認しただけで「現地検証」を果たしたといわれると、わたしはその成果の貧しさに戸惑ってしまう。上記四誌の所在を確認できなかったとしても、二〇〇二年当時は月刊だった逐次刊行物「青松」をみれば、その一九九四年八月刊行号が「通巻五〇〇号記念特集」を組み、同号の表紙見返しに「手綴じの『青松』第一号～四号。表紙はセメント袋等、原稿は葉袋の裏等に書いた」の説明がついた写真があると気づき、そこに写る「昭和二十年」の文字からその「手綴じの『青松』」をみようという気になってもおかしくないとおもうのだが、それすらも目にとまらなかつたということか。さらには、二〇〇二年の時点で通巻第五八〇号をこえていた『青松』そのものが、「入所者の生活実態の変化なども知ることができ、貴重な資料」だと把握しなかつたということなのか。

これでは、まず『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』を手にしてハンセン病をめぐる史料の調査を始めようとする、それはそれで真面目な学徒がいたばあい、『日誌』しかないことを理由に大島青松園が調査先として弾かれてしまいかねないことを、わたしは危惧する。もとより限定された「目的」と「期間」での「現地検証」であつたとしても、それならばなおのこと、その限つたところがなにであり、それはなぜなのかを記録する必要があつたとわたしはおもう。いや、その「目的」ははっきりとしていた。それは、「隔離施策」がもたらした「人権

侵害の実態」の「検証」と、「再発防止」だったのだ。療養所内で、療養者があつまり詩人会を結成し、詩集を編集発行した——これは「人権侵害の実態」といえるのだろうか、報告書をまとめた検証会議は、たとえばこの事実を、どうとりあつかうのだろうか。検証会議の手にあまる、守備範囲ではない、管掌外だ、だから、そうした史料は「検証」をおこなうものたちの視野に入らなかった、入れなかった、ということか。

くりかえせば、限られた「目的」と「期間」のもとで把握できたり管掌できたりする史料もまた限られてしまう。では、それを、だれが、どうやって広げてゆくのか。

二

ハンセン病をめぐる国立療養所がある大島の現在を考えると、瀬戸内国際芸術祭（以下、アートセトウチ、とする）のようすを見遣ることは必要だろう。「地域の活性化」と「海の復権」をテーマにかかげて二〇一〇年に始まったアートセトウチは、三年に一回の開催が実施され、第四回となる二〇一九年のポスターについては、それを「手がけ」た「グラフィックデザイナー」が、「今までは青いきれいな自然を表現したが、平穏な瀬戸内海も海の中は暗く、不気味さや怖さも自然の魅力の一つ」と意図を説明したと報じられた（『朝日新聞』二〇一八年六月一三日朝刊香川全県版）。瀬戸内海はつねに「平穏」なのか、海であればどこもあるていどの深度では「暗」いはずだとおもうわたしは、こうした先入観や、一面だけへの凝視や、型にはまったものの方が、アートセトウチ全般におよばないよう願う。またこうした表現は、二〇一〇年代後半のいま、いくらか、ひとの口の端にも、のぼりやすくなっていると、

みうけられる、ダークツーリズムなるものとのひそかな結託をうかがわせる気配を感じてしまう。^⑤

なぜ、芸術祭とハンセン病をめぐる療養所なのか——これについては、第二回の公式記録である坂井基樹ほか編『瀬戸内国際芸術祭二〇一三』（美術出版社、二〇一四年）で、総合ディレクターによって、「第一回目の瀬戸内国際芸術祭の準備段階から、大島が入らない瀬戸芸はあり得ないし、また大島の住民の皆さんの願望を叶えられないならば、芸術祭の基本的な目的に近づけないだろう」と過去にさかのぼって説かれていたし（『総合ディレクターの話』⑥）、「大島の在り方を考える会」が始まった）、ほかでも、「瀬戸内の島々の中で、特に大島への思いが強い。ハンセン病回復者の療養施設があり、かつて隔離されていた。「自由な海の自由な島を、隔離の場所に変えた。なんたることか。芸術祭を引き受けるとき、この島でもやるのが条件でした。島に人が来れば、忘れられていないと実感してもらえらる」（『朝日新聞』二〇一三年八月一〇日朝刊週末版）との意気込みから始まったのだと、あとになって示されたのだった。

そしてあとからみればその目的に沿うかのように、うまいぐあいに、第一回アートセトウチでは、療養所で使用されていた「解剖台」が展示されたと報道された。たとえば、『読売新聞』は、二〇一〇年七月二一日（大阪朝刊、香川）で「歴史伝える解剖台展示 大島青松園 三〇年ぶり海から引き揚げ」の見出しに、「展示される解剖台（大島青松園で）」のキャプションつき写真を添えた記事で、「旧治療棟横の解剖室にあり、亡くなった患者の遺体が横たえられたといい、約三〇年前に治療室が建て替えられた時に海中に捨てられたとみられる」という」と解剖台を説明

し、それを「瀬戸内国際芸術祭の大島での企画を指揮」する大学准教授と「入所者が話し合い、「島の歴史を語る象徴」として、供養して展示することを決め、今月〔七月〕八日に引き揚げたという」との経緯」を記した。「一九歳で大島青松園に来た〔中略〕入所者自治会長（七七）」が発した「この台にしみこんでいる悲しい歴史を少しでも知ってほしい」との談話も報じられた。

『朝日新聞』もまた、同年七月二二日朝刊香川全県版の「瀬戸内国際芸術祭」報道で、「解剖台は瀬戸内国際芸術祭二〇一〇に合わせて展示されている」「今回の芸術祭開催に合わせ、入所者の暮らしなどを紹介する〔中略〕ギャラリー前で展示」と、七月二二日におこなわれた慰霊祭の写真とともに紹介された。解剖台は、「同園〔大島青松園〕関係者によると、〔中略〕一九六〇年代初めごろまで、入所者の遺体の解剖に使われ、八五年前後に解剖室の取り壊しに伴って島の西側の海岸付近に捨てられたという」とのこと。

この解剖台について、「入所者自治会会長」は「治療薬を開発して飲ませるなど、薬の作用を見たかったのではないか。モルモットと同じ扱いだった。数百人が台の上に乗せられ、見ていられなかった」と話し、見学者も「言葉がない。ひどい時代があったんだとわかった」「入所者には人権がなかったんですね」と語ったと報じられた。こうした記事の見出しが、「ハンセン病、悲しい歴史」とつけられ、その悲しさをもっとも象徴する遺物として解剖台が海岸から引き揚げられ、「芸術祭」で「展示」されたとの報道が、アートセトウチ二〇一〇をめぐって残されたのだった。

大島青松園協和会（自治会）が発行する逐次刊行物『青松』通巻第

ハンセン病をめぐる史料の見落としと目配り

六五四号（二〇一〇年一〇月）の表紙見返しに「瀬戸内国際芸術祭」の見出しのもと二葉の写真が載り、そのうちの一葉、解剖台が写る写真には「二五年前北部海岸に廃棄された解剖台が今年七月に再発見され、海岸から引き上げられた。入所者自治会とやさしい美術プロジェクトの相談のもと、瀬戸内国際芸術祭にて一般公開している」との説明がつく（記事の署名なし）。

同号には、さきの解剖台報道で、「瀬戸内国際芸術祭の大島での企画を指揮」と紹介された「やさしい美術プロジェクトディレクター」が執筆した「つながりの家」と題された稿が載るも、ただしここでは解剖台についてはまったくふれられていない。

同人（ここでの肩書は大学准教授）による「高松テルサ・ハンセン病を正しく理解する講演会において」／「大島での取り組み つながりの家」と題された稿（同誌通巻第六五八号、二〇一一年六月）においては、「取り組みの内容を紹介しますが、まず、最初にお伝えたいのが大島で再発見された解剖台です」と切り出し、ついで、

これは大島の入所者であり写真家の脇林清さんの撮影した写真です。大島の美しい景観を見て取ることができますが、写真中央に注目してください。自然物としては違和感のあるコンクリートの塊が海面から顔を出しています。近づいて見ましょう。これがコンクリートの塊の正体です。脇林さんにはこれが何であるかがすぐにわかりました。大島でかつて使われていた解剖台だったのです。

とのべたとのこと。講演会で提示した写真に「大島の美しい景観」がど

う写っていたのか、「コンクリートの塊が海面から顔を出しています」というそのようですが写真にどう写っていたのかも、それらの写真が掲載されていないので、『青松』の読者にはわからない。ここに名があげられた脇林を共著者とした稿「コンクリート塊の牽引」（後注9）にわたしたちは、脇林が二〇一〇年七月に撮影した解剖台の写真五葉を載せていた。さきの引用箇所からは、講演会のそのあたりで提示された写真は二葉と推測され、おそらくそれはわたしたちの前掲稿に載せた写真とかななっているのだろう。

なお、この講演録末尾には一葉の写真が載る。これが講演会で提示された写真かどうか、まるで説明がなく、なにもわからない。ただ、わたしたちが前掲稿に「写真①」として、撮影者も撮影年月日も明示した写真とおなじ一葉だった。『青松』誌掲載写真は、講演者が撮ったのか。

どの写真を講演会で提示したのかはともかくも、さきの引用箇所にはとても不思議な記述があるとわたしにはおもえてならない。それは、「近づいて見ましょう。これがコンクリートの塊の正体です。脇林さんにはこれが何であるかがすぐにわかりました」という三つの文によってあらわされる事態の推移がおかしいのだ。コンクリート塊にちかづいてゆき、それがなにあるかわかったから、撮影者はシャッターを切った、とうかがえるが、実際はそうではない。撮影者は、解剖台がそこにあるとずっとまえから知っていて、それを撮りにいったのだ。また、「再発見」とは、どういった事態をさしているのだろうか。なぜ「発見」ではないのか、では、「再発見」者はだれで、「発見」者はだれなのか——そうした疑問に応えられる記述になっていないので、わたしは不思議だとの感想を記した。講演会では、「私は当時大島での展示の準備のために入所者の記憶や

痕跡、生きてきた人の気配を感じる古いもの、遺されたものを探し求め、集めていました。そのような状況でしたので解剖台の再発見の情報は入所者自治会を通じてすぐ私の耳に入ってきました。私はこの解剖台を可能であれば、展示したいと呼びかけました」とものべたとのこと。ここでもまた「再発見」の語がもちいられている。では、解剖台展示のきっかけは、この講演者がつくったのか。わたしたちが大島での聞き取りで確認した解剖台展示の経緯は、前掲稿に記録した。

この講演録の末尾には、「解剖がどのように行われていたのか、今後の調査を待たなければなりません」が、この解剖台を目の前にして人間の尊厳について考えざるを得ません」と記されている。解剖台はいまにいたるまでアートセトウチ二〇一〇のときとおなじ場所に置かれているものの、その後の、二〇一三年のときも二〇一六年のときも、アートセトウチで話題になることはまずなかったとおもう。解剖台についての「調査」結果がアートセトウチ関係者から発表されたようでもない。二〇一八年四月まで、解剖台についての案内や解説を記した銘板すらなかった。アートセトウチは、解剖台のなにを明らかにしたのだろうか、「人間の尊厳について考え」る手立てを、どのように整えたのだろうか、そして、「人間の尊厳について」なにをどう考えてきたとあらわしたのだろうか。

講演者はつぎのとおり述べていた——「解剖台の展示は現在も賛否両論あります。また解剖台は作品ではありません。しかし、芸術祭に向けての動きのなかで浮かび上がってきたことも紛れのない事実です。わたしが展示を決断したのは大島で暮らしてきた入所者の生き様を映し出すものと考えたからです。説明がなくともそのものが雄弁に物語るとい

う点においてこの解剖台は大島の象徴とも言えるものではないでしょうか。はたしてそうか。浜にあったときも引き揚げられたその後も、ここにあるコンクリート塊そのものにはなにも語ってはいない。これでは、ひいては、大島そのものも「説明がなくともそのものが雄弁に物語る」となりかねない。コンクリート塊を解剖台として語れるもの、そして、打ち棄てられた解剖台の歴史を大島の療養所と療養者の歴史として説けるものは、それをきちんと調べ、考えたものだけである。当然のこと、大島そのものも、そこにある療養所も、そこを生きた——生きてゆく療養者をめぐっても、おなじことだ。アートセトウチ関係者は、それをしたのだろうか。少なくとも、大島を訪れたものたちの目にみえるようには、調べたこと、考えたこと、そうして明らかになったこと、その根拠となるもの、を残してはいない¹⁰。

ここにいう、根拠となるものを、史料といいかえてもよい。その台帳——おうおうにして史料目録という、それをだれがつくるのか。わたしは、かつて、ハンセン病とはべつな史料をめぐって、目録はつくれるものがつくればよい、と書いたことを忘れてはいない。ただ、さきに参照した稿で披露された、「これが大島での取り組み 一つながりの家」の構想の全貌です」という五項目の最後に、「入所者の皆さんの記憶・生活・文化をのこして伝える」とあった。なにであれ、「のこして伝える」というとき、いわばその財産目録は必要ないのだろうか。わたしにはよく理解できないところだ。台帳もなしにどうやって「入所者の皆さんの記憶・生活・文化をのこして伝える」ことができるのだろうか。よもや、「探し求め、集めてい」れば、「のこして伝える」といえるということであれば、それでは噴飯ものだ。

さきに参照した「総合ディレクターの話^⑥」では、「ここに居住者の思いを掲げ、わたしたちが伴走する際のスタンスを記しておきたい」とあげられた四項目の第二が、「島の記憶を遺し伝えていこうという願いを受けるならば、葬儀、盆供養をしっかりとやれる体制をつくる。記憶・記録のための施設を用意する」だった。「居住者」にむかつて、葬儀をしっかりとやる、とは思いやりあふれるあたたかい言葉のようにも聞こえるかもしれないが、他方で、生きているひとにたいして失礼だとわたしは感じる。それと、「施設を用意する」という姿勢であれば、目録作成など二の次三の次となるわけがよくわかり、さらに、「伴走する」というのだから、あくまで主体は「居住者」ということにして、わが身を脇へと退かせていることがはっきりとつかめたのだ。もとより外からやってくる部外者があれこれと手を出しすぎては当事者をかえって蔑ろにすることとなるとの配慮は当然のこと理解できる。だが、総合ディレクターが記しているとおり、「現在八〇人、平均年齢八一歳」（ここにづいて「島の存在感は薄くなっているが」と記されているが、これはいったいだれにとつて「薄くなっている」というのか。当人たちにとつては決して「薄く」などないはずだ）のいまの「居住者」に、なにをしると迫るのだろうか。ずいぶんとつごうのよい「スタンス」とみえてしまう。そしてその総合ディレクターが大島で「島の記憶」をめぐる目録ひとつつくっていないこともまた、当然のことなのだろう。それはディレクターのもとで動く丁稚か使いっ走りのやることか。

大島に出入りするアートセトウチ関係者は、まるで口うら合わせでもしたかのよう、似た物言いをあちこちで発している。だが中身は全く実態が伴わない掛け声にとどまっていると聞こえてしまう。

ところで、「生き様」とは、どう使われるべき言葉なのか——不様とか、てめー、様あねえな、とか、てやんでえ、ほけ、様あみろ、とか、それみろいったとおりにゃねえか、なんてえ様だ、とかであれば、相手を誘う、嘲る、罵る、ときの常套語ではないか。おお、なんとすばらしい様なんだ、あなたのその見上げるべき様を忘れはしません、などというか、いいや、いわない。様のまえに「生き」がつけば用法が変わるのか。本来は輝く言葉だったそれを、蓮つ葉な住民番号八九三のひとたちが貶めてしまったのだろうか。

『国語大辞典』（小学館）で「さま」を引くと、「様・態」一（「さま（様）」の変化）様子、格好をののしっていう語。ていたらく。醜態。ざまあ」とあった。同辞典に「いきさま」はなく、「しにさま」はあった——①死ぬ時の有様。死にのぞんでの様子。また、死んだ様子。しによう。②まさに死のうとする時。しにぎわ」とのこと。とくだん罵りの意味合いはないようだ。これが「いきさま」にも転用されたか。わたしはどうにもこの語に馴染めない。その語が指し示しているところがはっきりしないのにもかかわらず、重宝されてなにかしら相手を尊重しているかのようにみせてしまう魔法の言葉として、「生き様」という他者の生をあらわす語が多用されている。

ところで、ひとは自分の「生き様」をどう語るのだろうか。そこに照れや恥じらいが籠められるはあいがあるのだろうか。

アートセトウチは会場によってはうまくいっているところもあるのだろう。会場となったある島の首長が、金が落ちる、と顔を崩すようすをわたしは目の当たりにした。大島にとってアートセトウチはなんだったのかをアートセトウチ側はきちんと検証しなければならぬし、アート

セトウチにとって大島はなにかを大島ではしっかりと点検したほうがよい。「他者が感じている「痛み」や「苦しみ」を自分のこととして捉える」が「進むべき方向」だという「やさしい美術プロジェクト」（前掲「二つながりの家」）が大島にやってきた。「何のための、誰のための美術か。」を真剣に考えなければならぬと思いました」という「やさしい美術プロジェクト」は、その考えをどのように、ここ大島で、あらわしたのか。他者にむかって、あなたの「痛み」も「苦しみ」も、わたしはわがこととしてとらえました、というために「美術」があるとして、やはり、それをどう表現するのか、それとあわせてわが身をどう動かすかが問われるはずだ。ただ、それよりもまえに、他者にむかって、あなたの「痛み」も「苦しみ」も、わたしはわがこととしてとらえました、といい得るわたしを、よくよく見つめ直したほうがよい、とわたしはおもう。わたしには、大島在住者にむかって、あなたの「痛み」も「苦しみ」も、わたし自身のこととしてとらえました、などということは、とてもできない。

「他者が感じている「痛み」や「苦しみ」を自分のこととして捉える」とまでわが身の姿勢をみせるものが「入所者の皆さんの記憶・生活・文化をのこして伝える」というとき、それがだれの目にもみえるように示されてこなかったという態がある。仮に、アートセトウチのたびにみせているというのだとしたら、そうした三年に一回の期間限定でよいのか。いいや、アートセトウチ開催期間外であっても、不定期ながら展示室は開けていたというのであれば（ただし有料閲覧）、そこにはどのような解説のシートやパネルがあり、どういった説明を伝えていたのか。そうしたあれこれをきちんとみずから点検することを怠ってはいけない

はずだ。⁽¹²⁾

三

二〇一九年四月に全面開館予定の大島青松園社会交流会館の準備にかかわることとなったわたしは、その一斑として、屋外の史跡などにその案内や解説となる銘板をたてることを同館展示準備委員会に提案し、それが了承され、二〇一八年四月までに園内一六か所にスタンドサイン・ステンレスシリーズによる銘板一六基が設置された（さきの解剖台をふくむ）。一基の銘板に記せる文字数は多くても二五〇字でいどだったため、それぞれの史跡などについての追加情報と出典を別稿にまとめた。⁽¹³⁾

「国立療養所大島青松園史跡めぐりと史料」と題した稿を執筆するにあたって、前記逐次刊行物四誌を活用したことはもちろん、くわえて、「手綴じの『青松』の継続後誌であるおおよそ活版印刷の逐次刊行物『青松』と、「統計年報」または「年報」という名称のついた冊子（以下、大島統計年報、とする）が役立った。これらふたつの史料のとりわけ後者は、これまでのわたしの調査研究においては、ほとんど参照したり活用したりしてこなかった記録だった。この史料になが示されているか、その一端をここに記すとしよう。

現在、大島統計年報をまとめて閲覧できる機関は、国立ハンセン病資料館図書室だけである。ただし、同室ではコピー製本版を閲覧に提供している。本稿では同室製本版をもちいた。同室配架分の書誌情報などを後掲別表にまとめた（判明する原本の所在を別表「所蔵」欄に記した）。この大島統計年報への着目点は、ひとつに配置図、ふたつに写真である。配置図については、別表にみえるところとおり、いまに残る大島統計年報の

ハンセン病をめぐる史料の見落としと目配り

すべてに収載されているわけではない。おおよそ、一九二〇年代なかばから一九三〇年代なかばまでと、一九四〇年前後の時期の配置図がある。大島では、造っては壊し造っては壊しのくりかえしだったと在園者はよく語る。そうした建造物の変遷、いわば島土がどのように利用されてきたのか、その移り変わりの一部を配置図から知ることができる。

写真については、記されたキャプションをここに転載する。

昭和六〇一九三二年大島統計年報…「大島療養所全景」「大島療養所研究室（右）及標本動物室（左）」「大島療養所会館」「大島療養所患者家族舎」。

昭和七〇一九三三年大島統計年報…「大島療養所全景」「大島療養所研究室」「安達元内務大臣来所（昭和七年十二月十二日）」「患者ノ野球」。

昭和八〇一九三三年大島統計年報…「大島療養所全景」「大島療養所本館」「皇太后陛下御歌伝達式（昭和八年一月十日）」「患者ノ芝居（太閤記十段目）」。

昭和九〇一九三四年大島統計年報…「大島療養所全景（北方ヨリ眺メタルモノ）」「大島療養所本館」「皇太后陛下ヨリ外島保健院患者ヘノ御下賜品伝達式」「大島保育所患者学芸品及農産品展覧会」。「外部ヨリノ慰問舞踊」「患者芝居」「大島未患児童保育所（楓寮）居室」「大島未患児童保育所（楓寮）静養室」。

昭和一〇〇一九三五年大島統計年報…「北方ヨリ眺メタル大島療養所全景」「研究室」「本館」「治療室全景」「物理的療法室」「大手術室」「楓寮（未患児童保育所）」「静養室」「居室」「患者住宅」「御下賜の赤阪御苑楓実生」「赤阪御苑楓実生伝達式」「皇太后宮大夫入江為守子爵（中央）慰問 昭和十年九月二十三日」「多久岡山県知事（中央）慰問 昭和十

年十月二十二日「財団法人修養団連沼主幹慰問 昭和十年五月二日」外
部ヨリノ慰問童踊」「患者ノ相撲」「患者ノ作品展覧会」。

昭和一一〇一九三六年大島統計年報：「北方ヨリ眺メたる大島療養所
全景」「研究室」「本館」「皇太后陛下御歌記念碑」「御恵の家（雲井寮）」「恩
賜記念講堂（患者小学校）」「恩賜記念治療室（物理的療法室）」「癩予
防協会理事大久保利武侯爵慰問（昭和十一年五月三十一日）」「修養団
大島支部六周年記念大会（演壇に立てるが連沼主幹）（昭和十一年十一
月二十五日）」「治療室全景」「物理的療法室」「大手術室」「未患児童保
育所（静養室）／居室」「患者住宅」「患者娯楽 芝居／野球／ラヂオ放
送室／運動会／相撲」。

昭和一二〇一九三七年大島統計年報：「北方ヨリ眺メタル大島療養所
全景」「本館」「研究室」「皇太后陛下御歌記念碑」「御恵ノ家（雲井寮）」「
恩賜記念講堂（患者小学校）」「恩賜記念治療室（物理的療法室）」「治
療室」「大手術室」「物理的療法室」「患者住宅」「未患児童保育所（居室）
／（静養室）」「前小林所長胸像除幕式記念」「全国癩療養所事務打合せ
記念」「慰霊祭（神式）／（仏式）」「慰安及娯楽 患者芝居／患者盆踊
／ラヂオ放送室／患者作品展覧会／患者角力」。

昭和一三〇一九三八年大島統計年報：「北方ヨリ眺メタル大島療養所
全景」「研究室」「本館」「皇太后陛下御歌記念碑」「恩賜記念治療室（物
理的療法室）」「御恵ノ家（雲井寮）」「恩賜記念講堂（患者小学校）」「治
療室」「大手術室」「物理的療法室」「患者住宅」「楓寮（未患児童保育所）
静養室／楓学園（小学校）／居室」「貴族院議員関屋貞三郎閣下視察記念」
「予算協議会出席者視察記念」「上水道貯水池工事ノ完成」「庵治 大島
間海底電力線布設状況」「慰安及娯楽状況／患者芝居／患者盆踊／ラヂ

オ放送室／患者作品展覧会／患者相撲」。

昭和一四〇一九三九年大島統計年報：「皇太后陛下御歌記念碑」「皇太
后陛下ヨリノ御下賜品」「北方ヨリ眺メタル大島療養所全景」「本館」「研
究室」「上水道貯水池」「治療室」「貴族院議員関屋貞三郎閣下視察」「予
算協議会ニ出席ノ聯合各県視察者」「第三回癩専門講習会（ワマ）記念」「香川県
神職会員慰問」。

昭和一五〇一九四〇年大島統計年報：「大島神社」「大島療養所本館」
「御歌記念碑」「北方ヨリ眺メタル大島療養所全景」。

昭和一六〇一九四一年大島統計年報：「大島青松園正門」「大島青松園
本館」「長くも皇太后陛下御写真を拝戴す」「御下賜の菴羅樹」「国立移
管式臨席者」「厚生大臣訓示（高野局長代読）」。

昭和二六〇一九五一年大島統計年報：「大島全景」「大島丸」「患者夫
婦舎」「患者夫婦舎」。

昭和二七〇一九五二年大島統計年報：「大島全景」「松風」「少年少女室」
「薬局」。

昭和二八〇一九五三年大島統計年報：「大島全景」「本館玄関」「学友
会館」「池田厚子夫人」。

昭和二九〇一九五四年大島統計年報：「大島全景」「重病棟」「受配電
室」「受配電盤」「解剖室」「庵治第二中小学校養護学校校舎」「更衣室」「縫
工室」。

昭和三〇〇一九五五年大島統計年報：「大島全景」「独身軽症舎（改
造）」「温床」「医官官舎」「保育所」「保育所」。

ここで、大島統計年報に収載された配置図と写真をめぐる着目点をあ
げよう。療養所内施設の変遷についてである。

一九二五年大島統計年報収載の配置図には、「有毒無毒境界柵」「標本室」「解剖室」がみえる。これら三施設は、一九二六年大島統計年報収載配置図、一九二七年同、一九二八年同（柵のみ異なる）でもおなじ場所にある。いずれもいまはすでにない療養所内施設である。標本室は「無毒」の領域にあり、解剖室は「有毒」のところに描かれているとみえる。解剖は「有毒」で、それをすませたのちの標本は「無毒」という判別が、一見したところ、理にかなっていきそうで、それが隔離や「有毒無毒」の識別の納得につながると怖ろしい。

一九二八年の図には「火葬場」と「納骨塔」が記されている。この納骨塔が、いまもある「南無仏」の碑とみてよい。ただし、南無仏の建立は一九一一年だった。南無仏のしたに物故者の遺骨を納め始めたときは、碑の建立と同時にではなかったと在園者から聞いた。時間差がどのくらいだったかは、在園者も知らなかった。配置図に納骨塔が記された一九二八年ころになって、碑が「納骨」の「塔」とみなされたのかどうか、それ以前にもこの「碑」のしたに遺骨を納めていたが配置図にはその所在が記されなかったのか、よくわからない。ただ、南無仏をおいたことと、そこを納骨の場としたこととのあいだに時間差があったことは確かなようだ。

ここで、『大島療養所二十五年史』（大島療養所、一九三五年）をみよう。同書の章「二十五年史概要」の節「地誌」の項「敷地、建物、設備並に人口」には、大島に療養所がおかれた一九〇九年の三月一八日に竣工した建物なかに、「屍室」があがっている（「六坪二〇」）。遺体安置室、霊安室、というところか。一九一九年度に「死体解剖室」（一〇坪五〇）が、一九三二年度に「死体解剖室」（一二坪）と「死体安置

室」（一六坪三五〇）がつくられ、一九三三年度予算の見込みとして「火葬場改築」（建坪敷記載なし）と記されている。一九三三年末時点での建物のなかに、「標本並動物室」（二八坪）、「死体解剖室」（一二坪）、「死体安置室」（一六坪三五〇）があった。療養所当局が編集発行した最古の記念誌の記載によると、療養所開所にさきだつて、あらかじめ「屍室」をつくっておいたものの、遺体を焼く満足な施設はなく、遺骨を納めるべき場所もなかったとわかる。さらには、「死体解剖室」がつくられたのちに、ようやく「火葬場改築」に手がつけられたのだつた。「有毒無毒境界柵 延長二五〇間」およそ四五〇メートルも、すでに一九二二年にはつくられていた。

「ものがたる」——「ある事実がそのままある意味をはっきりと示す」（『国語大辞典』）の語をあえて使えば、火葬場や納骨堂などひとの死をめぐるこうした療養所を構成する建物の推移が、ハンセン病をめぐる過度の酷さをものがたっている、となる。しばしば指摘されるとおり、癩をめぐると予防法に退所の項目がなかった（とはいえ実際には軽快退所も社会復帰もあった）。そうであれば、療養所内での療養者の死亡が当然のこと想定され、それのみあうように大島では、療養所運営開始にさきだつて屍室が設けられていた。だがそのあとへの備えがなかった。療養所開設時には、火葬や納骨の設備がなかったのだ。火葬施設ができるまで、亡くなったひとの遺体をどのようにしていたのか、納骨の場を整えられるまでその遺骨をどうあつかっていたのか、それらを報せる充分な史料を大島では欠いている。療養者の死への配慮を欠いた施設は人道に悖り、その記録を適切に残してこなかったことは歴史を蔑ろにしたこととなる。さらには、そうした事態を把握せず、つきへと動かす努めを怠

るものは、謙虚に、歴史にかかわる場から身を引いたほうがよい。⁽¹⁴⁾

ハンセン病診療所での死をめぐる酷さは、たとえば、火葬場や納骨堂という施設をとりあげて、「説明がなくなるとそのものが雄弁に物語る」とはいえない。火葬場や納骨堂の歴史をつかんでようやく、そう指摘することができ、指弾し得るのだ。解剖台もまたおなじ。

一九二九年の図では、標本室が二か所となり、解剖室が明瞭に「有毒」の領域に入ると図示され、以前のままの場所に火葬場と「納骨所」が描かれる。一九三〇年の図では、「無毒」の領域に「標本並動物室」がまとめられ、解剖室、納骨所、火葬場は前年のまま、一九三一年の図では納骨の施設の名称がまた「納骨塔」にもどり、図にも塔のかたちが図示され、ほかは前年のまま、一九三二年の図で上記施設はそのまま、とんで、一九三五年の図で解剖室が南西に移動し、その分、「有無毒境界」も移動し（「有毒」地帯がひろがった）、あらたに、「夜伽室」が、納骨塔がある丘のしたに描かれた。

一九三七年の図では、「納骨塔」と「納骨堂」の二施設があり、夜伽室はそのまま、解剖室は有無毒境界の外にいくらかはみ出していると思われる。納骨のための堂宇の建立は一九三六年だったから、一九三七年配置図に納骨堂が載ったことは、そのとおり。一九三八年の図で上記施設は前年のまま、一九三九年の図では、「納骨塔」と「解剖室」の文字が消え、ただし、当該箇所施設の図示はあり、一九四〇年の図で、文字の表記がない解剖室は「有毒境界」の外に出てしまい、一九四一年の図ではさきにみた施設の位置はそのままだった。

夜伽室、火葬場、解剖室、標本室の写真は少ない。夜伽室の写真は、協和会館となってからの一葉があるも（「園内レポート」『青松』通巻第

三五七号、一九八〇年四月）、それ以前の写真をわたしはみていない。火葬場は、一九七九年に旧養豚場跡地につくられた「新火葬場」の正面を写した一葉がある（「園内レポート」同前第三五二号、一九七九年九月）。解剖室についてはわたしの知るかぎりでは唯一、さきの一九五四年大島統計年報に収載された一葉の写真があるのみ。標本室の写真には、「標本室内部」（『国立療養所大島青松園五十年誌』国立療養所大島青松園、一九六〇年）と（脱器 標本保存室）（『創立六〇周年記念誌』国立療養所大島青松園「一九六九年」）のキャプションがついた二様があり、おなじような角度で撮影しているが、被写体のようすは異なる。

いまままだ、大島の療養所における死者の火葬施設が、いつ、どのようにつくられたのか、きちんと確かめられていない。解剖室がいつ取り壊されたのか——これは一九八五年に新治療棟第一期工事にともなって取り除かれたとみるむきがある。有毒無毒境界については、それがいつ撤去されたのか、まるでわからない。在園者がいうところでは、徐々になくなっていくようだ。療養者の死をめぐる施設の展開も、療養所内の隔離をあらわす装置の解体も、まだわからないことが多く残されている。

もともとつくられなかった記録があり、いまにたるまでに残されなかった史料がある。それを知ったところでその事態をどう動かすかについて、知恵をはたらかせくふうをめぐらすところに、歴史というものにかかわる練達のどあいが量られることとなる。

おわりにかえて

かつてわたしは、「図書と図書室の生」と題した稿を書いた（ワーキ

ング・ペーパー・シリーズ第一六三号、滋賀大学経済学部、二〇一二年三月）。副題は「癩そしてハンセン病をめぐる国立療養所の図書と図書室が活きる」。山下道輔が著した稿をまとめた著作『ハンセン病図書館』（社会評論社、二〇一一年）を読んだうえでの考えを、そこに書きとめておいた。

二〇一八年現在の国立ハンセン病資料館図書室につながるその始まりを手がけた多磨全生園在住者が山下で、彼は図書をめぐって交流した他園の在住者に、長島愛生園の双見美智子と大島青松園の土谷勉の名をあげた。山下は、「相当の蔵書家」だったという土谷のもつ図書の寄贈を望んでいたのだが、土谷の没後その蔵書は焼却されてしまったとのこと。さきの稿に記した山下と双見の言葉を、ここにまたおくとしよう——療養所とそこに生きた療養者たちの「実態を残」し、また、「見えないものを想像する」ための「実物も図書も全部資料」を「全部丸ごと残」す施設がほかの国立療養所にもないなかで、それを多磨全生園内につくり、うごかし、はたらかせて、かつ、それ自体を療養所とそこに生きた療養者たちの「本当のこと」を考えると、その手がかりや導きとせよ。

山下がこうとなえたところと違い、いまでは国立療養所一三園のうち一二園に「社会交流会館」などという名称の園内施設ができてつつある。国立の資料館とはべつに一二園が個々に史料をまるごと残せる可能性が高まるかもしれないのだ。そうしたいわば器が整備されようとしているいま、そこが、どれだけ史料の保管庫となり得るのか、わたしは気になってしまふ。在園者や自治会の史料はもとより、とくに園が保有する行政文書のゆくえが気がかりなのだ。展示設営や交流事業はどこでもあるといど手がけるだろうが、文書や図書の整理保存をしつかりと日々の

ハンセン病をめぐる史料の見落としと目配り

通常の業務として組みこめるかどうか、社会交流会館などを名乗る園内施設の重要な課題である。さらには、双見がのべた、「入所者でなければ価値を見出さない紙くず」との警句ともいえるひと言がいまや、入所者でも価値を見出さない紙くず、となりかねない事態の現出が懸念されるのである。これにはどこの園でも直面している在園者の高齢化と人数減少が背景や根底にあるといえる。史料を紙くずとして処理しないためにも、いまは「価値」を判断基準にすえるのではなく、まずは史料となり得るなにかがあるのかをきちんとつかみ、できるかぎりそれを残す手立てを整える必要がある。

いまから未来へと残し伝えてゆくものは在園者の記憶や文化などといった曖昧で抽象度の高いなかではなく、一見するとまばゆい輝きを発しているかのように勘違いをしようアートの療養所のいまと未来を委ねるのでもなく、また、「生き様」という耳あたりのよさそうな言葉をつかって、その語の指し示すところをしつかりと考えようとしないう態度に惑わされてはいけない。紙などをくずとせず、かたちある造物を残し伝えるために、人材、場所、予算、仕組みを整えてゆくことが、いまの療養所に必要な事業なのである。その事業の経過や展開を記録することも忘れてはならない。さらには、かたちをとりづらい、ひとのころのなかや胸のうちにある思いもまた、それを残し伝えてゆくためには、それのみあつた適確な仕法をつくりだすことが大切なのだ。そうしなければ、ひとの思いなど、つかむことすらできない代物なのである。

注

- (1) ハンセン病にかかわる法律などについては、国立ハンセン病資料館編『ハンセン病関連法令等資料集』国立ハンセン病資料館ブックレット二(国立ハンセン病資料館、二〇一〇年)を参照した。
- (2) この逆接の言述については、阿部安成『透過する隔離―療養所での生をめぐる批評の在処』滋賀大学経済学部研究叢書第四八号(滋賀大学経済学部、二〇一四年)を参照。
- (3) ハンセン病問題に関する検証会議のようすを伝えた『全療協ニュース』の記事をまとめた書籍に、全国ハンセン病療養所入所者協議会編『検証会議―ハンセン病と闘った人達に贈る書』(曾我野一美、二〇〇五年)がある。同書第二章「隔離のとりで」は四か所の国立療養所における検証会議の記録で、その第一に二〇〇二年一月二六、二七日に実施された大島青松園での検証会議がとりあげられている。ただし残念なことに記述に誤りが散見される。「集水溝」は絶対に間違えというわけではないが「集水路」と記されることが多い。「手術室の地下室」というが「地下室」があったか。「防空壕跡」については「横穴が一か所だけ残っており」というが二本の横穴が現在もある。「八十八カ所」を「一か所に集めた」というがそういうには広く長く連なっている。船名は「まつかせ」ではなく「まつかせ」。本稿では引用にあたって、原文のアラビア数字を漢数字にかえた。
- (4) 阿部安成『島の野帖からハンセン病をめぐる療養所がある島でのフィールドワークから歴史を繰ぐる試み』滋賀大学経済学部研究叢書第五一号(滋賀大学経済学部、二〇一八年)を参照。
- (5) わたしたちは大島青松園入所者自治会(協和会)の許可を得て、この日誌の目録を公開した(阿部安成、石居人也、松岡弘之「自治のオリジン―瀬戸内海の大島における自治活動の手書き日誌」ワーキング・ペーパー・シリーズ第一七二号、滋賀大学経済学部、二〇一二年九月)。
- (6) さきにみた「ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討課題」をすべてあげると、「検討一／一九〇七年法「癩予防ニ関スル件」から一九五三年らい予防法制定に至る経緯／検討二／らい予防法が一九九六年まで改廃されなかつた事情／検討三／優生保護法第三条第三号制定の経緯／検討四／上記一。二。三に関して、諸外国政策との比較／検討五／上記一。二。三に関して、医学界が果たした役割／検討六／ハンセン病に関する偏見差別が作出・助長されてきた実態(無らい県運動、マスコミの役割等)／検討七／断種・墮胎・重監房・強制労働・貧困な医療等の療養所実態／検討八／被害の全体像の解明(家族との断絶、家族被害、社会復帰の困難、隔離の精神的影響等)／検討九／沖縄及び日本占領下地域におけるハンセン病施策／検討一〇／上記一ないし九を踏まえた再発防止のための提言／検討一一／ハンセン病政策の実態に関連する寺領の収集・データベース化」。
- (7) 永峰美佳ほか編『瀬戸内国際芸術祭二〇一〇公式ガイドブック』アートをめぐる旅・完全ガイド(美術出版社、二〇一〇年)。ただしこのテーマは文献によって異なる。たとえば、坂井基樹ほか編『瀬戸内国際芸術祭二〇一〇作品記録集』(美術出版社、二〇一一年)巻頭のアートセトウチ実行委員会総合プロデューサーによる「瀬戸内国際芸術祭を終えて」にも同実行委員会総合ディレクターによる「長い道のりの始まり」にも全体の「テーマ」の記載はなく、後者に「この芸術祭の目的が「海の復権」「島の元気」であると記されている。
- (8) ハンセン病をめぐる療養所とタークツーリズムについては、阿部安成「展示の利―ハンセン病をめぐる国立療養所園内施設の現在」(『彦根論叢』第一四一六号、二〇一八年五月)でふれた。
- (9) アートセトウチ二〇一〇における解剖台については、阿部安成、石居人也、脇林清「コンクリート塊の牽引―瀬戸内国際芸術祭二〇一〇の解剖台展示とハンセン病療養所での死をめぐる生活環境」(『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第八巻第一号、二〇一一年)を参照。
- (10) 「私は当時大島での展示の準備のために入所者の記憶や痕跡、生きてきた人の気配を感じる古いもの、遺されたものを探し求め、集めていました」という「集め」られた「古いもの、遺されたもの」にながらあるのか、その記録がどれも閲覧できるようにいつくられていないことが、二〇一八年の大島青松園社会交流会館の準備過程で明らかになった。

- (11) ともかくもひとまず、「他者が感じている「痛み」や「苦しみ」を自分のこととして捉える」「何のための、誰のための美術か。」を真剣に考えなければならぬと思いました」とみずからの姿勢を表明する態は、「寄り添う」と語る日本国内閣総理大臣を想起させる(高橋純子)「政治断簡」首相が「ヨリソツタ」のは「朝日新聞」二〇一八年一月二六日朝刊、「社説」辺野古に土砂政権の暴挙認められぬ」同紙同年二月四日朝刊。
- (12) アートセトウチ二〇一三から「北海道書庫」という名称の展示があった。これについての点検、検証を別稿に記す予定。
- (13) 阿部安成「国立療養所大島青松園史跡めぐりと史料(一)」(『彦根論叢』

- 第四一六号、二〇一八年五月)、同「同(二)」(同前第四一七号、同年九月)、同「同(三)」(『滋賀大学経済学部研究年報』第二五巻、同年一月)、同「同(四完)」(『彦根論叢』第四一八号、同年二月)。
- (14) こうした事態を知ることが、療養所がどのような施設だったのかの理解にもつながるので、大島青松園の納骨堂を「一九〇九年の開園以来、この場所にある」(前掲長峰美佳ほか編『瀬戸内国際芸術祭二〇一〇公式ガイドブック』)と記してしまつては、これはたんなる間違いですませられる誤記ではなく療養所を理解し損ねる失態なのである。
- (15) 前掲阿部安成「展示の利」を参照。

表 大島統計年表書籍情報一覧

表紙	編著者	発行者	発行年	配置図	写真	押印	印刷	所蔵	頁数
大正十四年統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	「東京市神田区美土代町三丁目/東京基督教青年会内/日本MPL/振替口座東京七二一九番」の押印	活版	長島愛生 園蔵	表紙+地図+目次2p-30p
大正十五年/昭和元年/統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	*	活版	*	表紙+地図+目次2p-29p
昭和二年統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	*	活版	長島愛生 園蔵	表紙+地図+目次2p-32p
昭和三年統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	*	活版	*	表紙+地図+目次2p-34p
昭和四年統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	*	活版	*	表紙+地図+目次2p-37p
昭和五年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	*	園長「光」のサイン、医務課長「秋」などの押印あり	活版	*	表紙+地図+目次2p-39p
昭和六年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	園長などの押印あり	活版	長島愛生 園蔵	表紙+地図+写真2p+目次2p-43p
昭和七年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	*	活版	*	表紙+地図+写真2p+目次2p-44p
昭和八年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	*	あり	「長島愛生園印」の押印	活版	*	表紙+写真2p+目次2p-72p
昭和九年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	*	あり	園長「光田」などの押印	活版	*	表紙+写真4p+所載1p+目次2p-79p
昭和十年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	「供覧」などの押印	活版	*	表紙+写真7p+地図+所載1p+目次2p-107p
昭和十一年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	*	あり	*	活版	*	表紙+見返し+写真6p+附図2p+所載1p+目次2p-105p
昭和十二年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	*	活版	*	表紙+見返し+写真7p+附図2p+地図+所載1p+目次2p-100p
昭和十三年統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	*	活版	*	表紙+見返し+写真7p+附図2p+地図+所載1p+目次2p-100p
昭和十四年/統計年報/第四区大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	*	活版	*	表紙+見返し+写真5p+地図+目次2p-55p
昭和十五年/統計年報/大島療養所	*	*	*	「大島療養所配置図」	あり	園長「光田」などのサインや押印	活版	*	表紙+見返し+写真2p+地図+目次2p+所載1p-54p+奥付

表 紙	編著者	発行者	発行年	配置図	写真	押 印	印刷	所 蔵	頁 数
昭和十六年／統計年報／国立大島青松園	*	*	*	「大島青松園配図」	あり	*	活版	*	表紙+見返し+写真3p+地図+目次2p+所載1p+56p
「統計年報（国立滋養所大島青松園）M昭和17年」	*	「大島青松園」	「1947」	*	*	*	*	*	*
昭和十八年／昭和十九年／昭和二十年／統計年報／大島青松園	*	大島青松園	昭和二十一年一月二十日	*	*	*	活版	*	表紙+目次1p+44p+奥付
昭和二十一年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	*	活版	*	表紙+26p
昭和二十二年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	*	活版	*	表紙+31p（目次ぶくむ）
昭和二十三年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	*	活版	*	表紙+目次3p+29p
昭和二十四年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	*	活版	*	表紙+目次4p+31p
昭和二十五年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	*	活版	*	表紙+19p
昭和二十六年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	あり	園長「了」のサインが押印	タイフク	大島青松園図書室	表紙+写真2p+目次2p+40p
昭和二十七年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	あり	「保管 職員図書室」の手書き	タイフク	大島青松園図書室	表紙+写真2p+目次2p+36p
昭和二十八年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	あり	会長「光田」などの押印	タイフク	大島青松園図書室	表紙+写真2p+正誤表1p+目次2p+36p
昭和二十九年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	あり	園長「光田」などの押印	タイフク	*	表紙+写真3p+目次2p+39p
昭和三十年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	あり	「愛生図書館」スタンプ	タイフク	*	表紙+写真2p+目次2p+44p
昭和三十二年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	園長「高島」などの押印	タイフク	*	表紙+目次2p+41p
昭和三十三年年度年報／国立滋養所大島青松園	*	*	*	*	*	園長など押印用スタンプのみ	タイフク	*	表紙+目次2p+39p

注記1) 昭和17=1942年大島統計年報は、国立ハンセン病資料館蔵書検索でヒットした(分類番号H08、著者記号オオ、巻冊番号R-31、資料番号200017828、内容注記マイクロロール31)。ただしマイクロロールはないとのこと。

注記2) 「長島愛生園編集「らい文獻目録社会編」(昭和32年刊)同園所蔵文献検索」でキーワードを「大島青松園」として検索すると分類0605 VI施設5、事業報告No.8、タイトル年報、年度版、著者大島青松園、発表年明治42年(1909年)～昭和31年(1956年)、との検索結果が表示される。ただし同園歴史館は表にある3年分のみを所蔵。

注記3) 「*」はそこに記入すべき情報がない、または不明をあらわす。